

条例及び解釈通知

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年条例第77号）

条例	解釈通知
横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例	赤字は省令と違う部分(本市独自基準を除く) 青字は本市独自基準 緑字は読み替え部分
目次	
附則	
<u>第1章 総則</u>	
(趣旨)	
第1条 <u>この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第4項第1号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準を定めるとともに、同条第1項並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u>	
(定義)	
第2条 <u>この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。</u>	

(1) 地域密着型サービス事業者 地域密着型サービス事業を行う者をいう。

(2) 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費(以下「地域密着型介護サービス費」という。)の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(3) 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)をいう。

(4) 法定代理受領サービス 法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。

(5) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

(6) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格

を尊重して、常に利用者の立場に立った指定地域密着型サービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人介護支援センター(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。以下同じ。)、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第4条 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人又は複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合にあっては病床を有する診療所を開設している者とする。

2 前項の法人は、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条例第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(以下「暴力団等」という。)で

☆ 事業所連携先の追加

国の基準で定めるほかに、地域包括支援センター、老人介護支援センター及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な活動を行う者等と連携を行わなければなりません。地域包括ケアを推進する上で、これらとの連携が必要不可欠なためです。なお、「住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な活動を行う者」とは、例えば地域のボランティア団体、老人クラブなどが挙げられます。

☆ 暴力団の排除

事業者は、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団等と密接な関係を有すると認められる者でないもの(病床を有する診療所を開設している者は暴力団等又は横浜市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等ではないもの)としました。これは、横浜市暴力団排除条例の趣旨

<p><u>あつてはならない。</u></p> <p><u>3 第1項の病床を有する診療所を開設している者は、暴力団等又は横浜市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等であつてはならない。</u></p>	<p>を再確認し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とします。</p>
<p>第4章の2 地域密着型通所介護</p>	<p>二の二 地域密着型通所介護</p>
<p>第1節 基本方針等</p> <p>(基本方針)</p>	<p>1 基本方針</p>
<p>第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	
<p>第2節 人員に関する基準</p>	<p>1 人員に関する基準</p>
<p>(従業者の員数)</p>	<p>(1) 従業員の員数(基準第20条)</p>
<p>第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p>	<p>① 指定地域密着型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定地域密着型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>イ 指定地域密着型通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場</p>

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る[法第115条の45の3第1項に規定する](#)指定事業者(以下「[指定事業者](#)」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の

所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われていると
いえない場合

ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合

また、利用者ごとに策定した地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容の指定地域密着型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定地域密着型通所介護を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。

② 8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあつては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。

③ [条例第60条の3](#) (基準第20条) 第1項第1号の生活相談員、同項第3号の介護職員及び同条第2項の看護職員又は介護職員の人員配置については、当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(以下「勤務延時間数」という。)を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。

④ 生活相談員については、指定地域密着型通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定地域密着型通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである

事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護及び当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項第3号の介護職

。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く。)とする。

(確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式)

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数

例えば、1単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時(正午から午後1時までを除く。)となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。

なお、指定地域密着型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定地域密着型通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア

員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第74号)第44条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。)又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(

ア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。

ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。

⑤条例第60条の3 (基準第20条) 第1項第3号にいう介護職員(第2項の適用を受ける場合の看護職員又は介護職員を含む。以下⑤について同じ。)については、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数(利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数)とする。

(確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式)

・利用者数15人まで

単位ごとに確保すべき勤務延時間数=平均提供時間数

・利用者数16人以上

単位ごとに確保すべき勤務延時間数=(利用者数-15)÷5+1)×平均提供時間数

※ 平均提供時間数=利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

例えば、利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、(18-15)÷5+1=1.6となり、5時間の勤務時間数を1.6名分確保すれば

第152条第1項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項及び第66条第1項において同じ。)に指定地域密着型通所介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員については、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

よいことから、従業員の員数にかかわらず、 $5 \times 1.6 = 8$ 時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。

利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の具体例を別表一に示すものとする。

【参考】別表一

●地域密着型通所介護の人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例(単位ごと)

		平均提供時間数					
		3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間
利用者数	5人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間
	10人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間
	15人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間
	16人	3.6時間	4.8時間	6.0時間	7.2時間	8.4時間	9.6時間
	17人	4.2時間	5.6時間	7.0時間	8.4時間	9.8時間	11.2時間
	18人	4.8時間	6.4時間	8.0時間	9.6時間	11.2時間	12.8時間
	19人	5.4時間	7.2時間	9.0時間	10.8時間	12.6時間	14.4時間
	20人	6.0時間	8.0時間	10.0時間	12.0時間	14.0時間	16.0時間

なお、介護職員については、指定地域密着型通所介護の単位ごとに常時1名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要

があることに留意すること。

また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるとされたことから、例えば複数の単位の指定地域密着型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。

- ⑥ 看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。
- ⑦ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定地域密着型通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して指定地域密着型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定地域密着型通所介護を提供する場

合であって、それぞれの指定地域密着型通所介護の定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者10人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。

⑧ 同一事業所で複数の単位の指定地域密着型通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである（[条例第60条の3](#)（基準第20条）第7項関係）。

(2) 生活相談員（[条例第60条の3](#)（基準第20条）第1項第1号）

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。

(3) 機能訓練指導員（[条例第60条の3](#)（基準第20条）第6項）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支

	えない。
(管理者)	(4) 管理者 (条例第60条の4 (基準第21条))
第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	<p>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、地域密着型通所介護従事者である必要はないものである。</p> <p>① 当該指定地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従事者としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）</p>
第3節 設備に関する基準	2 設備に関する基準
(設備及び備品等)	
第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非	(1) 事業所 事業所とは、指定地域密着型通所介護を提供するための設備及び備

常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 静養室 遮蔽物の設置等により利用者の静養に配慮されていること。

(3) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対す

品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定地域密着型通所介護を提供する場合には、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。（条例第64条（基準第44条）第1項、条例第87条（第67条）第1項及び条例第185条（第175条）第1項についても同趣旨）

(2) 食堂及び機能訓練室

指定地域密着型通所介護事業所の食堂及び機能訓練室（以下「指定地域密着型通所介護の機能訓練室等」という。）については、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされたが、指定地域密着型通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、指定地域密着型通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な指定地域密着型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。

(3) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。（条例第64条（基準第44条）第1項、条例第87条（第67条）第1項、条例第134条（第112条）第6項、条例第154条（第132条）第1項第9号及び条例第185条（第175条）第1項についても同趣旨）

る指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に

(4) 設備に係る共用

指定地域密着型通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの(指定訪問介護事業所の場合は事務室)は共用が可能である。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等と、指定地域密着型通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあつては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

イ 当該部屋等において、指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。

ロ 指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定地域密着型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。

また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。

なお、設備を共用する場合、基準第33条第2項において、指定地域密着型通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又

掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところであるが、衛生管理等に一層努めること。

(5) 指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合

指定地域密着型通所介護の提供以外の目的で、指定地域密着型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長（以下「指定権者」という。）に届け出る必要があり、当該サービスの届出内容については、別紙様式によるものとする。また、指定地域密着型通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。

指定地域密着型通所介護事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に指定権者に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに指定権者に届け出るよう努めることとする。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域

3 運営に関する基準

密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第60条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(1) 利用料等の受領

① **条例第60条の7**（基準第24条）第1項、第2項及び第5項の規定は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る**条例第22条**（第3条の19）第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(12)の①、②及び④を参照されたい。

【参考】第三の一の4の(12)の①、②及び④

① **条例第60条の7第1項**（基準第24条第1項）は、**指定地域密着型通所介護**事業者は、法定代理受領サービスとして提供される**指定地域密着型通所介護**についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法第50条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

② **条例第60条の7第2項**（基準第24条第2項）は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない**指定地域密着型通所介護**を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである**指定地域密着型通所介護**に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

。なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定地域密着型通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

- イ 利用者に、当該事業が指定地域密着型通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
- ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定地域密着型通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。
- ハ 指定地域密着型通所介護の事業の会計と区分していること。

② 同条第3項は、指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に関して、

- イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- ロ 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
- ハ 食事の提供に要する費用
- ニ おむつ代
- ホ 前各号に掲げるもののほか、地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第3号に掲げる費用については、省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第60条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽

については、前2項の利用料のほか利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号。以下「指針」という。）の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知※するところによるものとする。

※通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日 老企第54号）

④ 条例第60条の7第4項（基準第24条第5項）は、指定地域密着型通所介護事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を文書により得なければならないこととしたものである。

☆介護報酬以外の利用料徴収に関する文書による同意

国の基準では、介護報酬以外の利用料徴収にあたって、利用者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、本市条例では文書により同意を得ることとします。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事故防止にもつながり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

(2) 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

指定地域密着型通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針につい

減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生

ては、条例第60条の8及び条例第60条の9（基準第25条及び第26条）の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。

① 指定地域密着型通所介護は、個々の利用者に応じて作成された地域密着型通所介護計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。

② 条例第60条の9（基準第26条）第4号で定める「指定地域密着型通所介護の提供方法等」（「サービスの提供方法等」）とは、地域密着型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。

③ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、指定地域密着型通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。

④ 指定地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

イ あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること。

ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

(3) サービス提供困難時の対応

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合には、条例第12条（基準第

活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行うものとする。

- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定地域密着型通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定地域密着型通所介護の提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定地域密着型通所介護を利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定地域密着型通所介護の提供ができる体制を整えるものとする。

3条の9)の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(7) 利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保するのに必要な数の従業者をもって行うものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第60条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定地域密着型通所介護の内容等を記載した計画(以下「地域密着型通所介護計画」という。)を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従った指定地域密着型通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(3) 地域密着型通所介護計画の作成

① 条例第60条の10 (基準第27条) で定める地域密着型通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。

② 地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。

③ 地域密着型通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。なお、地域密着型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

④ 地域密着型通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。なお、交付した地域密着型通所介護計画は

	<p>、条例第60条の19（地域密着型基準第36条）第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。</p> <p>⑤ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。</p> <p>⑥ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定地域密着型通所介護事業者については、第三の一の4の⑩⑫を準用する。この場合において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは「地域密着型通所介護計画」と読み替える。</p> <p>【参考】第三の一の4の⑩⑫</p> <p>⑫ 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年横浜市条例第51号）第16条第12号（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第12号）において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定地域密着型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</p>
(管理者の責務)	(4) 管理者の責務
第60条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定	条例第60条の11 （基準第28条）は、指定地域密着型通所介護事業所

<p>地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>の管理者の責務を、指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者に基準の第2章の2第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(5) 運営規程</p>
<p>第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員 (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) <u>指定地域密着型通所介護の利用</u>に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) その他運営に関する重要事項 	<p><u>条例第60条の12</u> (基準第29条) は、指定地域密着型通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定地域密着型通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 営業日及び営業時間 (第3号)</p> <p>指定地域密着型通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。</p> <p>なお、8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定地域密着型通所介護事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。例えば、提供時間帯(9時間)の前に連続して1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う指定地域密着型通所介護事業所にあつては、当該指定地域密着型通所介護事業所の営業時間は12時間であるが、運営規程には、提供時間帯9時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載するものとする。</p>

	<p>② 指定地域密着型通所介護の利用定員（第4号） 利用定員とは、当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。</p> <p>③ 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額（第5号） 「指定地域密着型通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。</p> <p>④ サービス利用に当たっての留意事項（第7号） 利用者が指定地域密着型通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること。</p> <p>⑤ 非常災害対策（第9号） (7)の非常災害に関する具体的計画を指すものであること（条例第74条（基準第54条）第9号、条例第147条（第125条）第8号及び条例第170条（第148条）第6号についても同趣旨）。</p>
<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第60条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の地域密着型通</p>	<p>(6) 勤務体制の確保等</p> <p>条例第60条の13（基準第30条）は、利用者に対する適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定地域密着型通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、地域密着型通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機</p>

<p><u>所介護従業者</u>によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、<u>当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者</u>の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。</p> <p>② 同条第2項は、原則として、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者たる地域密着型通所介護従業者によって指定地域密着型通所介護を提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p>
<p>(定員の遵守)</p>	
<p><u>第60条の14</u> 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	
<p>(非常災害対策)</p>	<p>(7) 非常災害対策</p>
<p><u>第60条の15</u> 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p><u>条例第60条の15</u> (基準第32条) は、指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水。害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法</p>

	<p>第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定地域密着型通所介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定地域密着型通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p>
<p>(衛生管理等)</p> <p><u>第60条の16</u> 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、<u>かつ</u>、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(8) 衛生管理等</p> <p><u>条例第60条の16</u> (基準第33条) は、指定地域密着型通所介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定地域密着型通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>
<p>(地域との連携等)</p> <p><u>第60条の17</u> 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄す</p>	<p>(9) 地域との連携等</p> <p>① <u>条例第60条の17</u> (基準第34条) 第1項に定める運営推進会議は、指定地域密着型通所介護事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、</p>

る地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。この運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。

なお、指定地域密着型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。

また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。

イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。

ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。

- ② 運営推進会議における報告等の記録は、[条例第60条の19](#)（基準第36条）第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。
- ③ [条例第60条の17](#)（基準第34条）第3項は、指定地域密着型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定地域

密着型通所介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

- ④ [条例第60条の17](#)（基準第34条）第4項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準第3条の37第3項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(26)の④を参照されたい。

【参考】第三の一の4の(26)④

- ④ [条例第40条第3項](#)（基準第3条の37第3項）は、[条例第3条第2項](#)（基準第3条第2項）の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

- ⑤ [条例第60条の17](#)（基準第34条）第5項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る[条例第40条](#)（基準第3条の37）第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(26)の⑤を参照されたい。

【参考】第三の一の4の(26)⑤

- ⑤ 同条第4項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する[指定地域密着型通所介護事業所](#)が当該高齢者向け集合住宅等に居住する高齢者に[指定地域密着型通所介護](#)を提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、[条例第11条](#)（第3

	<p>条の 8) の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて市町村が条例等を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。</p>
<p>(事故発生時の対応)</p>	<p>(10) 事故発生時の対応</p>
<p>第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>条例第60条の18 (基準第35条) は、利用者が安心して指定地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、条例第60条の18 (基準第35条) 第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。</p>

	<p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定地域密着型通所介護事業者が定めておくことが望ましいこと。 ② 指定地域密着型通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 ③ 指定地域密着型通所介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 <p>なお、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。</p>
<p>(記録の整備)</p>	
<p>第60条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、<u>当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存</u>しなければならない。</p> <p>(1) <u>第60条の13第1項に規定する勤務の体制に係る記録</u></p> <p>(2) <u>指定地域密着型通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し</u></p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>第1号から第3号まで、第5号及び第6号の記録は</u>その完結の日から2年間、<u>第4号の記録はその完結の日から5年間</u>保存しなければならない</p>	<p><u>☆一部の記録の保存年限の変更</u></p> <p>国の基準は、記録の整備についてその完結の日から2年としていますが、本市条例では「サービス提供記録」「従業者の勤務体制に関する記録」「介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したものの写し」の3つについてはその完結の日から5年とします。これらの記録が介護報酬の請求に関わるものであり、人員基準減算等で介護報酬の返還請求を行う場合の消滅時効が5年であるためです。</p>

ない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) [第60条の17第2項](#)に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(3) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(4) 次条において準用する[第21条第2項](#)に規定する提供した具体的な指定地域密着型通所介護の内容等の記録

(5) 次条において準用する[第29条](#)に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する[第39条第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録

(準用)

[第60条の20](#) [第10条から第14条](#)まで、[第16条から第19条](#)まで、[第21条](#)、[第23条](#)、[第29条](#)、[第35条から第39条](#)まで、[第42条](#)及び[第54条](#)の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、[第10条](#)第1項中「[第32条](#)に規定する運営規程」とあるのは「[第60条の12](#)に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、[第35条](#)中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、[第54条](#)中「[訪問介護員等](#)」とあるのは「指定地域密着型通所介護事業所の従業

(11) 準用

[条例第60条の20](#)（[基準第37条](#)）の規定により、[条例第10条から第14条](#)（[基準第3条](#)の7から第3条の11）まで、[第16条から第19条](#)（第3条の13から第3条の16）まで、[第21条](#)（第3条の18）、[第23条](#)（第3条の20）、[第29条](#)（第3条の26）、[第35条から第39条](#)（第3条の32から第3条の36）まで、[第42条](#)（第3条の39）及び[第54条](#)（第12条）は、指定地域密着型通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の(1)から(9)まで、(11)、(13)、(17)、(23)から(25)まで及び(28)並びに第三の二の4の(3)を参照されたい。

者」と読み替えるものとする。

【参考】（準用規定）

（内容及び手続の説明及び同意）

第10条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の12に規定する重要事項に関する規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続す

① **条例第10条**（基準第3条の7）は、指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定地域密着型通所介護事業所の運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定地域密着型通所介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定期巡指定地域密着型通所介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、書面によって確認することが望ましいものである。

☆サービス提供開始時の文書による同意

国の基準では、サービス提供開始にあたって、利用申込者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、本市条例では文書

る電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当

により同意を得ることとします。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事故防止にもつながり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

② [略]

該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定地域密着型通所介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定地域密着型通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第11条 指定地域密着型通所介護事業者は、正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒んではならない。

(2) 提供拒否の禁止

指定地域密着型通所介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難な場合である。

<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第12条 <u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、当該<u>指定地域密着型通所介護</u>事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な<u>指定地域密着型通所介護</u>を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の<u>指定地域密着型通所介護</u>事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>(3) サービス提供困難時の対応</p> <p><u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な<u>指定地域密着型通所介護</u>を提供することが困難であると認めた場合には、条例第12条(基準第3条の9)の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の<u>指定地域密着型通所介護</u>事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第13条 <u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>指定地域密着型通所介護</u>の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>(4) 受給資格等の確認</p> <p>① 条例第13条第1項(基準第3条の10第1項)は、<u>指定地域密着型通所介護</u>の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、<u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>指定地域密着型通所介護</u>の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないことを規定したものである。</p> <p>② 条例第13条第2項(基準第3条の10第2項)は、利用者の被保険者証に、指定地域密着型サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、<u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、これに配慮して<u>指定地域密着型通所介護</u>を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p>

<p>(要介護認定の申請に係る援助)</p> <p>第14条 <u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>指定地域密着型通所介護</u>の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(5) 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>① 条例第14条第1項（基準第3条の11第1項）は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、<u>指定地域密着型通所介護</u>の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、<u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。</p> <p>② 条例第14条第2項（基準第3条の11第2項）は、要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、<u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。</p>
<p>(指定居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第16条 <u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>指定地域密着型通所介</u></p>	<p>(6) 指定居宅介護支援事業者等との連携</p> <p>条例第16条第1項（基準第3条の13第1項）は、<u>指定地域密着型通</u></p>

護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

所介護は、〔中略〕その他の介護保険サービスの利用を含めた利用者の地域での生活全般のマネジメントを行う指定居宅介護支援事業者との連携を密にしておかなければならないこととしたものである。

また、指定地域密着型通所介護は、医療が必要とされる場合があることから、医療が円滑に提供できるよう、常に保健医療サービス等を提供する者との連携の確保に努めなければならないことを規定したものである。

(7) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

条例第17条 (基準第3条の14) は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4第1項第1号イ又はロに該当する利用者は、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定地域密着型通所介護事業者は、同項第1号イ又はロにも該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。

※介護保険法施行規則第65条の4第1項第1号イ又はロに該当する利用者とは、①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、②その居宅サービス計画にもとづく指定居宅サービスを受ける利用者のことをいう。このとき、居宅介護支援事業者は、指定事業者(第一号イ)のほか、基準

<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p>	<p>該当事業者（第一号ロ）も含む。</p> <p>(8) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p>
<p>第18条 <u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った<u>指定地域密着型通所介護</u>を提供しなければならない。</p>	<p>条例第18条（基準第3条の15）は、<u>指定地域密着型通所介護</u>は、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ）に沿って提供されなければならないことを規定したものである<u>指定地域密着型通所介護</u>は、〔中略〕訪問時間帯又は内容等の変更を行った場合は、当該利用者を担当する介護支援専門員に対し適宜報告を行う等、条例第16条（基準第3条の13）の趣旨を踏まえて適切な連携を図るものとする。</p>
<p>(居宅サービス計画等の変更の援助)</p>	<p>(9) 居宅サービス計画等の変更の援助</p>
<p>第19条 <u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>条例第19条（基準第3条の16）は、<u>指定地域密着型通所介護</u>を法定代理受領サービスとして提供するためには当該<u>指定地域密着型通所介護</u>が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、<u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、<u>指定地域密着型通所介護</u>事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助</p>

<p>(サービスの提供の記録)</p>	<p>を行わなければならないことを規定したものである。</p>
<p>第21条 <u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>指定地域密着型通所介護</u>を提供した際には、当該<u>指定地域密着型通所介護</u>の提供日及び内容、<u>指定地域密着型通所介護</u>について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>指定地域密着型通所介護</u>を提供した際には、提供した具体的な<u>指定地域密着型通所介護</u>等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>(11) サービス提供の記録</p> <p>① 条例第21条 (基準第3条の18第1項) は、利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、<u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>指定地域密着型通所介護</u>を提供した際には、当該<u>指定地域密着型通所介護</u>の提供日、サービス内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないことを規定したものである。</p> <p>② 同条第2項は、当該<u>指定地域密着型通所介護</u>の提供日、提供した具体的な<u>指定地域密着型通所介護</u> (サービス) の内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。なお、提供した具体的な<u>指定地域密着型通所介護</u> (サービス) の内容等の記録は、条例第60条の19第2項 (<u>基準第36条第2項</u>) の規定に基づき、<u>5年間</u> (2年間) 保存しなければならない。</p> <p><u>☆一部の記録の保存年限の変更</u></p> <p>国の基準では保存年限を2年としていますが、「サービス提供</p>

	記録」は介護報酬の請求に関わるものであり、人員基準減算等で介護報酬の返還請求を行う場合の消滅時効が5年であるため、完結の日から5年としています。
(保険給付の請求のための証明書の交付)	(13) 保険給付の請求のための証明書の交付
<p>第23条 <u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定地域密着型通所介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定地域密着型通所介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>条例第23条 (基準第3条の20) は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、<u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、法定代理受領サービスでない<u>指定地域密着型通所介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定地域密着型通所介護</u>の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないことを規定したものである。</p>
(利用者に関する市町村への通知)	(17) 利用者に関する市町村への通知
<p>第29条 <u>指定地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>指定地域密着型通所介護</u>を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに<u>指定地域密着型通所介護</u>の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>条例第29条 (基準第3条の26) は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、<u>指定地域密着型通所介護</u>事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
(掲示)	
第35条 <u>指定地域密着型通所介護</u> 事業者は、 <u>指定地域密着型通所介護</u>	

介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第36条 指定地域密着型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(23) 秘密保持等

① **条例第36条第1項**（基準第3条の33第1項）は、指定地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。

② 同条第2項は、指定地域密着型通所介護事業者に対して、過去に当該指定地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従業者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、地域密着型通所介護従業者その他の従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。

③ 同条第3項は、地域密着型通所介護従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定地域密着型通所介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを

	規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
(広告)	
第37条 <u>指定地域密着型通所介護</u> 事業者は、 <u>指定地域密着型通所介護</u> 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはない。	
(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)	(24) 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
第38条 <u>指定地域密着型通所介護</u> 事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	条例第38条 (基準第3条の35) は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、 <u>指定地域密着型通所介護</u> 事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。
(苦情処理)	(25) 苦情処理
第39条 <u>指定地域密着型通所介護</u> 事業者は、提供した <u>指定地域密着型通所介護</u> に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 <u>指定地域密着型通所介護</u> 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 <u>指定地域密着型通所介護</u> 事業者は、提供した <u>指定地域密着型通所介護</u> に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問	① 条例第39条第1項 (基準第3条の36第1項) にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 ② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、 <u>指定地域密着型通所介護</u> 事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情 (<u>指定地域密着型通所介護</u> 事業者が提供したサービスとは

若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定地域密着型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(会計の区分)

第42条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。また、指定地域密着型通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要である。なお、条例第60条の19第2項(基準第36条第2項)の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。

③ 同条第3項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定地域密着型通所介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

(28) 会計の区分

条例第42条(基準第3条の39)は、指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。

	<p>※【参考】通知</p> <p>○介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日 老振発第18号）</p> <p>○介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号）</p> <p>○指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日 老計第8号）</p>
(緊急時等の対応)	(3) 緊急時等の対応
<p><u>第54条</u> <u>指定地域密着型通所介護事業所の従業者</u>は、現に<u>指定地域密着型通所介護</u>の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><u>条例第54条</u>（基準第12条）は、訪問介護員等が現に<u>指定地域密着型通所介護</u>の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p>
<p>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準</p> <p><u>(この節の趣旨)</u></p> <p><u>第60条の20の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</u></p> <p>(共生型地域密着型通所介護の基準)</p>	
<p><u>第60条の20の3 共生型地域密着型通所介護</u>の事業を行う指定生活介護事業者(<u>横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運</u></p>	<p>4 共生型地域密着型通所介護に関する基準</p> <p>共生型地域密着型通所介護は、指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス等基準第156</p>

営等の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 64 号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。) 第 80 条 第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準条例第 143 条第 1 項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準条例第 153 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 61 号。以下「指定通所支援基準条例」という。) 第 6 条 第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第 5 条に規定する指定児童発達支援をいう。以下 同じ。))を提供する事業者を除く。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第 73 条 第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第 72 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))を提供する事業者を除く。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第 80 条第

1 項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者、指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。)) 第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者又は指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対して提供する指定地域密着型通所介護をいうものであり、共生型地域密着型通所介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。

(1) 従業者の員数及び管理者(基準第 37 条の 2 第 1 号、第 37 条の 3

① 従業者

指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所(以下この 4 において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、共生型地域密着型通所介護を受ける利用者(要介護者)の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型地域密着型通所介護を受ける利用者(要介護者)は障害支援区分 5 とみなして計算すること。

1 項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練) (指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練) (指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所(共生型地域密着型通所介護の事業を行うものを除く。)その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

② 管理者

指定地域密着型通所介護の場合と同趣旨であるため、第3の二の二の1の(4)を参照されたい。なお、共生型地域密着型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。

(2) 設備に関する基準

指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。

ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとすよう配慮すること。

なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。

(3) 指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。(基準第37条の2第2号)

(4) 運営等に関する基準(基準第37条の3)

基準第37条の3の規定により、基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39、第12条及び第19条、第22条第4項並びに第2章の2第4節(第37条を除く。)の

規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用されるものであるため、第3の一の4の(1)から(9)まで、(11)、(13)、(17)、(23)から(25)まで及び(28)、第3の二の4の(3)並びに第3の二の二の2の(5)及び3の(1)から(10)までを参照されたいこと。

この場合において、準用される基準第29条第4号及び第31条の規定について、共生型地域密着型通所介護の利用定員は、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいうものであること。つまり、介護給付の対象となる利用者（要介護者）の数と障害給付の対象となる利用者（障害者及び障害児）の数との合計数により、利用定員を定めること。例えば、利用定員が10人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて10人という意味であり、利用日によって、要介護者が5人、障害者及び障害児が5人であっても、要介護者が2人、障害者及び障害児が8人であっても、差し支えないこと。

(5) その他の共生型サービスについて

高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、

・ デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの

・ 法令上、「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険の認知症対応型共同生活介護）について

	<p>、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉制度の基準を満たして指定を受け、かつ、介護保険制度の基準該当サービスを活用しているもの <p>についても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。</p> <p>なお、共生型サービスは、各事業所の選択肢の一つであり、地域の高齢者や、障害者・障害児のニーズを踏まえて、各事業所は指定を受けるどうか判断することとなる。</p> <p>(6) その他の留意事項</p> <p>多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。このため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して地域密着型通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、共生型サービスとしては認められないものである。</p>
(準用)	
<p><u>第60条の20の4</u> <u>第10条から第14条</u>まで、<u>第16条から第19条</u>まで、<u>第21条</u>、<u>第23条</u>、<u>第29条</u>、<u>第35条から第39条</u>まで、<u>第42条</u>、<u>第54条</u>及び<u>第60条の2</u>、<u>第60条の4</u>、<u>第60条の5</u>第4項並びに前節(<u>第60条の20</u>を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所</p>	

介護の事業について準用する。この場合において、[第10条](#)第1項中「[第32条](#)に規定する運営規程」とあるのは「運営規程([第60条の12](#)に規定する運営規程をいう。[第35条](#)において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、[第35条](#)中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、[第60条の5](#)第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、[第60条の9](#)第4号、[第60条の10](#)第5項及び[第60条の13第2項](#)中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、[第60条の19](#)第2項第4号中「次条において準用する[第21条](#)第2項」とあるのは「[第21条](#)第2項」と、同項[第5号](#)中「次条において準用する[第29条](#)」とあるのは「[第29条](#)」と、同項[第6号](#)中「次条において準用する[第39条](#)第2項」とあるのは「[第39条](#)第2項」と読み替えるものとする。

【参考】 (準用規定)

(内容及び手続の説明及び同意)

[第10条](#) [共生型地域密着型通所介護](#)事業者は、[共生型地域密着型通所介護](#)の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族

① [条例第10条](#) (基準第3条の7) は、[共生型地域密着型通所介護](#)事業者は、利用者に対し適切な[共生型地域密着型通所介護](#)を提供するため、

に対し、運営規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。)の概要、共生型地域密着型通所介護従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 共生型地域密着型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該共生型地域密着型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
ア 共生型地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 共生型地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当

その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該共生型地域密着型通所介護事業所の運営規程の概要、共生型地域密着型通所介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該共生型地域密着型通所介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から共生型地域密着型通所介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、書面によって確認することが望ましいものである。

☆サービス提供開始時の文書による同意

国の基準では、サービス提供開始にあたって、利用申込者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、本市条例では文書により同意を得ることとします。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事故防止にもつながり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

② [略]

該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、共生型地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、共生型地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 共生型地域密着型通所介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち共生型地域密着型通所介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

<p>6 前項の規定による承諾を得た<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	
<p>(提供拒否の禁止)</p>	<p>(2) 提供拒否の禁止</p>
<p>第11条 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、正当な理由なく<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供を拒んではならない。</p>	<p><u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な<u>共生型地域密着型通所介護</u>を提供することが困難な場合である。</p>
<p>(サービス提供困難時の対応)</p>	<p>(3) サービス提供困難時の対応</p>
<p>第12条 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な<u>共生型地域密着型通所介護</u>を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者等</p>	<p><u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な<u>共生型地域密着型通所介護</u>を提供することが困難であると認めた場合には、条例第12条(基準第3条の9)の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じ</p>

<p>の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p>	<p>なければならないものである。</p> <p>(4) 受給資格等の確認</p>
<p>第13条 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>① 条例第13条第1項 (基準第3条の10第1項) は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないことを規定したものである。</p> <p>② 条例第13条第2項 (基準第3条の10第2項) は、利用者の被保険者証に、指定地域密着型サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、これに配慮して<u>共生型地域密着型通所介護</u>を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p>
<p>(要介護認定の申請に係る援助)</p> <p>第14条 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、指定居宅介護支援が利用</p>	<p>(5) 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>① 条例第14条第1項 (基準第3条の11第1項) は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、<u>共生型地域密着型通所介護</u>の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な</p>

<p>者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>援助を行わなければならないことを規定したものである。</p> <p>② <u>条例第14条第2項</u>（基準第3条の11第2項）は、要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。</p>
<p>（指定居宅介護支援事業者等との連携）</p>	<p>(6) 指定居宅介護支援事業者等との連携</p>
<p><u>第16条</u> <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p><u>条例第16条第1項</u>（基準第3条の13第1項）は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>は、〔中略〕その他の介護保険サービスの利用を含めた利用者の地域での生活全般のマネジメントを行う指定居宅介護支援事業者との連携を密にしておかななければならないこととしたものである。</p> <p>また、<u>共生型地域密着型通所介護</u>は、医療が必要とされる場合があることから、医療が円滑に提供できるよう、常に保健医療サービス等を提供する者との連携の確保に努めなければならないことを規定したものである。</p>
<p>（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）</p>	<p>(7) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p>
<p><u>第17条</u> <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通</u></p>	<p><u>条例第17条</u>（基準第3条の14）は、介護保険法施行規則（平成11年</p>

所介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、共生型地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4第1項第1号イ又はロに該当する利用者は、共生型地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、共生型地域密着型通所介護事業者は、同項第1号イ又はロにも該当しない利用申込者又はその家族に対し、共生型地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。

※介護保険法施行規則第65条の4第1項第1号イ又はロに該当する利用者とは、①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、②その居宅サービス計画にもとづく指定居宅サービスを受ける利用者のことをいう。このとき、居宅介護支援事業者は、指定事業者(第一号イ)のほか、基準該当事業者(第一号ロ)も含む。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

(8) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

第18条 共生型地域密着型通所介護事業者は、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った共生型地域密着型通所介護を提供しなければならない。

条例第18条 (基準第3条の15)は、共生型地域密着型通所介護は、居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ)に沿って提供されなければならないことを規定したものである共生型地域密着型通所介護は、〔中略〕訪問時間帯又は内容等の変更を行った場合は、当該利用者を担当する介護支援専門員に対し適宜報告を行う等、**条例第16条**(基準第3条の13)の趣旨を踏まえて適切な連携を図るものとする。

<p>(居宅サービス計画等の変更の援助)</p> <p>第19条 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(9) 居宅サービス計画等の変更の援助</p> <p>条例第19条 (基準第3条の16) は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>を法定代理受領サービスとして提供するためには当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。</p>
<p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第21条 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>を提供した際には、当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供日及び内容、<u>共生型地域密着型通所介護</u>について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u></p>	<p>(11) サービス提供の記録</p> <p>① 条例第21条 (基準第3条の18第1項) は、利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>を提供した際には、当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供日、サービス内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないことを規定したものである。</p>

護を提供した際には、提供した具体的な共生型地域密着型通所介護等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

② 同条第2項は、当該共生型地域密着型通所介護の提供日、提供した具体的な共生型地域密着型通所介護（サービス）の内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。なお、提供した具体的な共生型地域密着型通所介護（サービス）の内容等の記録は、条例第60条の19第2項（基準第36条第2項）の規定に基づき、5年間（2年間）保存しなければならない。

☆一部の記録の保存年限の変更

国の基準では保存年限を2年としていますが、「サービス提供記録」は介護報酬の請求に関わるものであり、人員基準減算等で介護報酬の返還請求を行う場合の消滅時効が5年であるため、完結の日から5年としています。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

（13） 保険給付の請求のための証明書の交付

第23条 共生型地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない共生型地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した共生型地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

条例第23条（基準第3条の20）は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、共生型地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスでない共生型地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した共生型地域密着型通所介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないことを規定したものである。

<p>(利用者に関する市町村への通知)</p> <p>第29条 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに<u>共生型地域密着型通所介護</u>の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>(17) 利用者に関する市町村への通知</p> <p>条例第29条 (基準第3条の26) は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
<p>(掲示)</p> <p>第35条 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、<u>共生型地域密着型通所介護従業者</u>の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	
<p>(秘密保持等)</p> <p>第36条 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(23) 秘密保持等</p> <p>① 条例第36条第1項 (基準第3条の33第1項) は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の<u>共生型地域密着型通所介護従業者</u>その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</p> <p>② 同条第2項は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者に対して、過去に当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の<u>共生型地域密着型通所介護</u>その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の</p>

<p>3 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の<u>共生型地域密着型通所介護</u>その他の従業員が、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、<u>共生型地域密着型通所介護従業員</u>その他の従業員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ 同条第3項は、<u>共生型地域密着型通所介護従業員</u>がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>
<p>(広告)</p>	
<p>第37条 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>	
<p>(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)</p>	<p>(24) 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p>
<p>第38条 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与</p>	<p>条例第38条 (基準第3条の35) は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサー</p>

<p>してはならない。</p>	<p>ビスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p>
<p>(苦情処理)</p>	<p>(25) 苦情処理</p>
<p>第39条 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、提供した<u>共生型地域密着型通所介護</u>に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、提供した<u>共生型地域密着型通所介護</u>に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者<u>又はその家族</u>からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、提供した<u>共生型地域密着型通所介護</u>に係る利用者<u>又はその家族</u>からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法</p>	<p>① 条例第39条第1項 (基準第3条の36第1項)にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。</p> <p>② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情 (<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。また、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要である。なお、条例第60条の19第2項 (基準第36条第2項)の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>③ 同条第3項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者に対する苦情に</p>

<p>第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を<u>当該</u>国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>	<p>関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p>
<p>(会計の区分)</p>	<p>(28) 会計の区分</p>
<p><u>第42条</u> <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所ごとに経理を区分するとともに、<u>共生型地域密着型通所介護</u>の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p><u>条例第42条</u> (基準第3条の39) は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所ごとに経理を区分するとともに、<u>共生型地域密着型通所介護</u>の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。</p> <p>※【参考】通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険の給付対象事業における会計の区分について (平成13年3月28日 老振発第18号) ○介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて (平成24年3月29日 老高発0329第1号) ○指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて (平成12年3月10日 老計第8号)
<p>(緊急時等の対応)</p>	<p>(3) 緊急時等の対応</p>
<p><u>第54条</u> <u>共生型地域密着型通所介護事業所の従業者</u>は、現に<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供を行っているときに利用者に病状の急変</p>	<p><u>条例第54条</u> (基準第12条) は、訪問介護員等が現に<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合</p>

<p>が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p>
<p>(管理者)</p>	
<p><u>第60条の4</u> <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の管理上支障がない場合は、当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	
<p>(設備及び備品等)</p>	
<p><u>第60条の5</u> (省略) 4 <u>共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</u></p>	<p>(省略) (5) <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に<u>共生型地域密着型通所介護</u>以外のサービスを提供する場合 <u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供以外の目的で<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に<u>共生型地域密着型通所介護</u>以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者に係る指定を行った市町村長（以下「指定権者」という。）に届け出る必要があり、当該サービスの届出内容については、別紙様式によるものとする。また、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業</p>

	<p>者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。</p> <p><u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に指定権者に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに指定権者に届け出るよう努めることとする。</p>
<p>第4節 運営に関する基準</p>	
<p>(心身の状況等の把握)</p>	
<p><u>第60条の6</u> <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	
<p>(利用料等の受領)</p>	<p>(1) 利用料等の受領</p>
<p><u>第60条の7</u> <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、法定代理受領サービスに該当する<u>共生型地域密着型通所介護</u>を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>① <u>条例第60条の7</u> (基準第24条) 第1項、第2項及び第5項の規定は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る<u>条例第22条</u> (第3条の19) 第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(12)の①、②及び④を参照されたい。</p> <p>【参考】第三の一の4の(12)の①、②及び④</p> <p>① <u>条例第60条の7 第1項</u> (基準第24条第1項) は、<u>共生型地域密</u></p>

2 共生型地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない共生型地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、共生型地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 共生型地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 共生型地域密着型通所介護に通常要する時間を超える共生型地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の共生型地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、共生型地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される共生型地域密着型通所介護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法第50条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

② 条例第60条の7第2項（基準第24条第2項）は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない共生型地域密着型通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである共生型地域密着型通所介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。なお、そもそも介護保険給付の対象となる共生型地域密着型通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

イ 利用者に、当該事業が共生型地域密着型通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、共生型地域密着型通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。

ハ 共生型地域密着型通所介護の事業の会計と区分していること

② 同条第3項は、共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地

5 共生型地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

地域密着型通所介護の提供に関して、

イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

ロ 共生型地域密着型通所介護に通常要する時間を超える共生型地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の共生型地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

ハ 食事の提供に要する費用

ニ おむつ代

ホ 前各号に掲げるもののほか、共生型地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号。以下「指針」という。）の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知^{*}するところによるものとする。

※通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日 老企第54号）

	<p>④ 条例第60条の7第4項（基準第24条第5項）は、共生型地域密着型通所介護事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を文書により得なければならないこととしたものである。</p> <p>☆介護報酬以外の利用料徴収に関する文書による同意</p> <p>国の基準では、介護報酬以外の利用料徴収にあたって、利用者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、本市条例では文書により同意を得ることとします。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事故防止にもつながり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。</p>
<p>（共生型地域密着型通所介護の基本取扱方針）</p>	<p>(2) 共生型地域密着型通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針</p>
<p>第60条の8 共生型地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 共生型地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する共生型地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>共生型地域密着型通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、条例第60条の8及び条例第60条の9（基準第25条及び第26条）の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 共生型地域密着型通所介護は、個々の利用者に応じて作成された共生型地域密着型通所介護計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。</p>
<p>（共生型地域密着型通所介護の具体的取扱方針）</p>	<p>② 条例第60条の9（基準第26条）第4号で定める「共生型地域密着型通所介護の提供方法等」（「サービスの提供方法等」）とは、共生型地域密着型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。</p>
<p>第60条の9 共生型地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 共生型地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への</p>	<p>③ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、共生型地域密着型通所介護を提供することが困難な場合には、必</p>

参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行うものとする。

(2) 共生型域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 共生型域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する共生型域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 共生型域密着型通所介護従業者は、共生型域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、共生型域密着型通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 共生型域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって共生型域密着型通所介護の提供を行うものとする。

(6) 共生型域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な共生型域密着型通所介護を利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した共生型域密着型通所介護ができる体制を整えるものとする。

(7) 利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保する

要に応じグループを分けて対応すること。

④ 共生型域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

イ あらかじめ共生型域密着型通所介護計画に位置付けられていること。

ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

のに必要な数の従業者をもって行うものとする。

(共生型域密着型通所介護計画の作成)

第60条の10 共生型域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な共生型域密着型通所介護の内容等を記載した計画(以下「共生型域密着型通所介護計画」という。)を作成しなければならない。

2 共生型域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 共生型域密着型通所介護事業所の管理者は、共生型域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

4 共生型域密着型通所介護事業所の管理者は、共生型域密着型通所介護計画を作成した際には、当該共生型域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 共生型域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、共生型域密着型通所介護計画に従った共生型域密着型通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(3) 共生型域密着型通所介護計画の作成

① 条例第60条の10 (基準第27条) で定める共生型域密着型通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。

② 共生型域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。

③ 共生型域密着型通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。なお、共生型域密着型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該共生型域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

④ 共生型域密着型通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、共生型域密着型通所介護事業所の管理者は、共生型域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該共生型域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。なお、交付した共生型域密着型通所介護計画は、条例第60条の19 (地域密着型基準第36条) 第2項の規定に基づき、2年間保存

	<p>しなければならない。</p> <p>⑤ 共生型域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。</p> <p>⑥ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している共生型域密着型通所介護事業者については、第三の一の四の(16)⑫を準用する。この場合において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは「共生型域密着型通所介護計画」と読み替える。</p> <p>【参考】第三の一の四の(16)⑫</p> <p>⑫ 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年横浜市条例第51号）第16条第12号（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第12号）において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している共生型域密着型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から共生型域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該共生型域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</p>
(管理者の責務)	(4) 管理者の責務
第60条の11 共生型域密着型通所介護 事業所の管理者は、当該 共生型域密着型通所介護 事業所の従業者の管理及び 共生型域密着型通所	条例第60条の11 （基準第28条）は、 共生型地域密着型通所介護 事業所の管理者の責務を、 共生型地域密着型通所介護 事業所の従業者の管理

<p><u>介護</u>の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の管理者は、当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>及び<u>共生型地域密着型通所介護</u>の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の従業者に基準の第2章の2第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(5) 運営規程</p>
<p>第60条の12 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) <u>共生型地域密着型通所介護</u>の利用定員 (5) <u>共生型地域密着型通所介護</u>の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) <u>共生型地域密着型通所介護の利用</u>に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) その他運営に関する重要事項 	<p><u>条例第60条の12</u>（基準第29条）は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 営業日及び営業時間（第3号） <ul style="list-style-type: none"> <u>共生型地域密着型通所介護</u>の営業日及び営業時間を記載すること。 <p>なお、8時間以上9時間未満の<u>共生型地域密着型通所介護</u>の前後に連続して延長サービスを行う<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。例えば、提供時間帯（9時間）の前に連続して1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所にあつては、当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の営業時間は12時間であるが、運営規程には、提供時間帯9時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② <u>共生型地域密着型通所介護</u>の利用定員（第4号）

	<p>利用定員とは、当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所において同時に<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。</p> <p>③ <u>共生型地域密着型通所介護</u>の内容及び利用料その他の費用の額（第5号）</p> <p>「<u>共生型地域密着型通所介護</u>の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。</p> <p>④ サービス利用に当たっての留意事項（第7号）</p> <p>利用者が<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること。</p> <p>⑤ 非常災害対策（第9号）</p> <p>(7)の非常災害に関する具体的計画を指すものであること（<u>条例第74条</u>（基準第54条）第9号、<u>条例第147条</u>（第125条）第8号及び<u>条例第170条</u>（第148条）第6号についても同趣旨）。</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(6) 勤務体制の確保等</p>
<p><u>第60条の13</u> <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、利用者に対し適切な<u>共生型地域密着型通所介護</u>を提供できるよう、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。</p> <p>2 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所ごとに、当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の<u>共生型地域密着型通所介護</u>従業者によって<u>共生型地域密着型通所介護</u>を提供</p>	<p><u>条例第60条の13</u>（基準第30条）は、利用者に対する適切な<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>① <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、<u>共生型地域密着型通所介護</u>従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。</p>

<p>しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>当該共生型地域密着型通所介護事業所の従業者</u>の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>② 同条第2項は、原則として、当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の従業者たる<u>共生型地域密着型通所介護</u>従業者によって<u>共生型地域密着型通所介護</u>を提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p>
<p>(定員の遵守)</p> <p><u>第60条の14</u> <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、利用定員を超えて<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	
<p>(非常災害対策)</p> <p><u>第60条の15</u> <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(7) 非常災害対策</p> <p><u>条例第60条の15</u> (基準第32条) は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている<u>共生型地域密</u></p>

	<p><u>着型通所介護</u>事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p>
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(8) 衛生管理等</p>
<p><u>第60条の16</u> <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、<u>かつ</u>、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p><u>条例第60条の16</u> (基準第33条) は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>
<p>(地域との連携等)</p>	<p>(9) 地域との連携等</p>
<p><u>第60条の17</u> <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所が所在する市町村の職員又は当該<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、<u>共生型地域密着型通所介護</u>につ</p>	<p>① <u>条例第60条の17</u> (基準第34条) 第1項に定める運営推進会議は、<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置</p>

いて知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 共生型地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 共生型地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 共生型地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した共生型地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 共生型地域密着型通所介護事業者は、共生型地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して共生型地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても共生型地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。この運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。

なお、共生型地域密着型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。

また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。

イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。

ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。

② 運営推進会議における報告等の記録は、条例第60条の19（基準第36条）第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

③ 条例第60条の17（基準第34条）第3項は、共生型地域密着型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、共生型地域密着型通所介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

④ [条例第60条の17](#)（基準第34条）第4項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準第3条の37第3項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(26)の④を参照されたい。

【参考】第三の一の4の(26)④

④ [条例第40条第3項](#)（基準第3条の37第3項）は、[条例第3条第2項](#)（基準第3条第2項）の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

⑤ [条例第60条の17](#)（基準第34条）第5項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る[条例第40条](#)（基準第3条の37）第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(26)の⑤を参照されたい。

【参考】第三の一の4の(26)⑤

⑤ 同条第4項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する[共生型地域密着型通所介護事業所](#)が当該高齢者向け集合住宅等に居住する高齢者に[共生型地域密着型通所介護](#)を提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、[条例第11条](#)（第3条の8）の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて市町村が条例等を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の

	<p>利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。</p>
<p>(事故発生時の対応)</p>	<p>(10) 事故発生時の対応</p>
<p>第60条の18 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、利用者に対する<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、利用者に対する<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、第60条の5第4項の<u>共生型地域密着型通所介護</u>以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>条例第60条の18 (基準第35条) は、利用者が安心して<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、利用者に対する<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、条例第60条の18 (基準第35条) 第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用者に対する<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ<u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>② <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、賠償すべき事態において速や</p>

	<p>かに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>③ <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p> <p>なお、夜間及び深夜に<u>共生型地域密着型通所介護</u>以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。</p>
<p>(記録の整備)</p>	
<p><u>第60条の19</u> <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、<u>当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存</u>しなければならない。</p> <p>(1) <u>第60条の13第1項に規定する勤務の体制に係る記録</u></p> <p>(2) <u>共生型地域密着型通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し</u></p> <p>2 <u>共生型地域密着型通所介護</u>事業者は、利用者に対する<u>共生型地域密着型通所介護</u>の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>第1号から第3号まで、第5号及び第6号の記録は</u>その完結の日から2年間、<u>第4号の記録はその完結の日から5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>共生型地域密着型通所介護</u>計画</p> <p>(2) <u>第60条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(3) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置</p>	<p><u>☆一部の記録の保存年限の変更</u></p> <p>国の基準は、記録の整備についてその完結の日から2年としていますが、本市条例では「サービス提供記録」「従業者の勤務体制に関する記録」「介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したものの写し」の3つについてはその完結の日から5年とします。これらの記録が介護報酬の請求に関わるものであり、人員基準減算等で介護報酬の返還請求を行う場合の消滅時効が5年であるためです。</p>

<p>についての記録</p> <p>(4) 第21条第2項に規定する提供した具体的な共生型地域密着型通所介護の内容等の記録</p> <p>(5) 第29条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>	
<p>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p>	<p>5 指定療養通所介護の事業</p>
<p>第1款 この節の趣旨及び基本方針</p>	
<p>(この節の趣旨)</p>	
<p>第60条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第60条の31第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p>	
<p>(基本方針)</p>	<p>(1) 指定療養通所介護の基本方針</p>
<p>第60条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の</p>	<p>指定療養通所介護の対象者は、医療及び介護双方の必要性が高い者であることから、主治の医師並びに、現に訪問看護を利用している場合は、当該事業者と密接な連携を図りつつ実施することを規定したもので</p>

<p>維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>ある。</p>
<p>第2款 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>(2) 人員に関する基準</p> <p>① 従業者の員数 (条例第60条の23 (基準第40条))</p>
<p>第60条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、当該指定療養通所介護を提供する時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。</p> <p>2 療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。</p>	<p>イ 指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員の員数は、利用者2人の場合は1.3人以上、3人の場合は2人以上、5人の場合は3.3人以上を確保することが必要であり、このような体制が確保できるよう職員配置することとする。なお、小数点以下の端数が生じる場合があるが、これはサービス提供時間のうち職員が専従すべき時間の割合を示したものである。</p> <p>ロ 常勤の看護師は、専ら指定療養通所介護の職務に従事する者を1人以上確保することとされているが、複数の看護師が交代で従事することにより必要数を確保することも認められる。ただし、利用者がサービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な状態であることから、同一</p>

	<p>の看護師ができるだけ長時間継続して利用者の状態を観察することが望ましく、従事する看護師が頻回に交代する体制は望ましくない。</p> <p>ハ 療養通所介護計画に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間が短い利用者（3時間以上6時間未満）と長い利用者（6時間以上8時間未満）が同一の日に混在する場合、必要な療養通所介護従業者の員数は、利用者ごとの利用時間数の合計値を1.5で除して得られる数以上の時間勤務するのに必要と認められる数以上となる。</p>
<p>(管理者)</p> <p><u>第60条の24</u> 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</p>	<p>② 管理者 (<u>条例第60条の24</u> (基準第40条の2))</p> <p>イ 指定療養通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定療養通所介護の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であつて、当該指定療養通所介護の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>a 当該指定療養通所介護の看護職員としての職務に従事する場合</p> <p>b 訪問看護ステーションなど他の事業所、施設等が同一敷地内にある場合に、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される入所施設における看護業務（管理業務を含む。）との兼務は管理者の業務に支障があると考えられる。）</p> <p>ロ 指定療養通所介護事業所の管理者は、管理者としてふさわしいと認められる看護師であつて、保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しないものに該当しないものである。</p>

<p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p>	<p>ハ 指定療養通所介護事業所の管理者は、訪問看護に従事した経験のある者でなければならない。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。</p>
<p>第3款 設備に関する基準</p>	<p>(3) 設備に関する基準</p>
<p>(利用定員)</p>	<p>① 利用定員等</p>
<p><u>第60条の23</u> 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を18人以下とする。</p>	<p>利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものであり、事業所の実情に応じて18人までの範囲で定めることとするものである。</p>
<p>(設備及び備品等)</p>	<p>② 設備及び備品等</p>
<p><u>第60条の24</u> 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる</p>	<p>イ 指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋とは、利用者の状態を勘案して判断されるものであるが、利用者毎の部屋の設置を求めものではない。</p> <p>ロ 専用の部屋の面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上であつて、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮蔽されていること。</p> <p>ハ 指定療養通所介護を行う設備は専用でなければならないが、当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。例えば、利用者以外の者(重症心身障害児等)をサービス提供に支障のない範囲で受け入れることが可能である。ただしこの場合、利用者以外の者も利用者と同みなして人員及び設備の基準を満たさなければならない。具体的には、</p>

設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

利用定員を9人として定めている場合には、利用者7人、利用者以外の者2人であれば、療養通所介護従業者の員数は、提供時間帯を通じて6人を確保するために必要な数とするとともに、利用者の数はすでに9人とみなされていることから、これを上限としなければならない。

ニ 療養通所介護事業所の設備を利用し夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合の取扱いについては、地域密着型通所介護と同様であるので、第三の二の二の2の(5)を参照されたい。

【参考】第三の二の二の2の(5)

(5) 指定療養通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合

指定療養通所介護の提供以外の目的で、指定療養通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービス(以下「宿泊サービス」という。)を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市町村長(以下「指定権者」という。)に届け出る必要があり、当該サービスの届出内容については、別紙様式によるものとする。また、指定療養通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。

指定療養通所介護事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に指定権者に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに指定権者に届け出るよう努めること

	とする。
第4款 運営に関する基準	(4) 運営に関する基準
(内容及び手続の説明及び同意)	① 内容及び手続の説明及び同意
<p>第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34の重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。</p> <p>2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p>	<p>指定療養通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定療養通所介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定療養通所介護事業所の運営規程の概要、従業者等の勤務体制、緊急時対応医療機関との連絡体制、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定療養通所介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、当該同意については、利用者及び指定療養通所介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
(心身の状況等の把握)	② 居宅介護支援事業者等との連携
<p>第60条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切な指定療養通所介護を提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該</p>	<p>指定療養通所介護は、サービス提供に当たって常時看護師による観察を要する利用者を対象としていることから、当該利用者が引き続き当該指定療養通所介護を利用することが適切かどうか、主治の医師を含めたサービス担当者会議において、適宜検討することが重要であり、そのため、当該事業者は、サービス提供等を通して得た利用者の心身の状態等必要な情報を当該利用者に係る居宅介護支援事業者に提供しよう努めなければならないことを定めたものである。</p>

<p>利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</p>	
<p>(指定居宅介護支援事業者等との連携)</p>	<p>③ 指定療養通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針</p>
<p>第60条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>指定療養通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、基準第25条及び第40条の8に定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ 基準第40条の8第2号で定める「サービスの提供方法等」とは、療養通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。</p> <p>ロ 利用者の体調の変化等を指定療養通所介護におけるサービス内容に反映させることが重要であることから、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携と情報の共有を十分に図ること。</p> <p>ハ 指定療養通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。</p> <p>a あらかじめ療養通所介護計画に位置付けられていること</p> <p>b 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること</p>
<p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p>	
<p>第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定療養通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定療養通所介護の提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切な指定療養通所介護を提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、指定療養通所介護の提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定療養通所介護を利用者の希望に添って適切に提供するものとする。
- (6) 利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保するのに必要な数の従業者をもって行うものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第60条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目

④ 療養通所介護計画の作成

イ 条例第60条の31 (基準第40条の9) で定める療養通所介護計画については、管理者を含む看護師が利用者ごとにその作成にあたることと

標、当該目標を達成するための具体的な指定療養通所介護の内容等を記載した計画(以下「療養通所介護計画」という。)を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この項において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を当該利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従った指定療養通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

したものである。

ロ 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画が作成されている場合は、その内容と整合を図りつつ、作成されなければならないこととしたものである。なお、療養通所介護計画を作成後に訪問看護計画が作成された場合についても、当該療養通所介護計画と訪問看護計画の内容の整合を図り、必要に応じて変更するものとする。

ハ 療養通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を文書により得なければならない。また、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。なお、交付した療養通所介護計画は、第60条の36第2項(基準第40条の15第2項)の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

ニ 療養通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

ホ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定療養通所介護事業者については、第三の一の4の(16)⑫を準用する。この場合におい

	<p>て、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは「療養通所介護計画」と読み替える。</p> <p>【参考】第三の一の4の16⑫</p> <p>⑫ <u>横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年横浜市条例第51号）第16条第12号</u>（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第12号）において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している<u>指定療養通所介護事業者</u>は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から<u>療養通所介護計画</u>の提供の求めがあった際には、当該<u>療養通所介護計画</u>を提供することに協力するよう努めるものとする。</p>
<p>(緊急時等の対応)</p> <p><u>第60条の32</u> 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下<u>この条</u>において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心して指定療養通所介護を利用できるよう配慮しなければならない。</p> <p>3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行って</p>	<p>⑤ 緊急時の対応について</p> <p>緊急時の対応については、利用者個々の心身の状況やその環境等を勘案して、あらかじめ個別に具体的な対応策を主治医とともに検討し、不測の事態にあっても十分な対応ができるよう、利用者毎に定めておかなければならない。</p>

いるときに利用者の病状の急変が生じた場合等は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第60条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切な**指定療養通所介護**を提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、**指定療養通所介護**の提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行

わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 指定療養通所介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第60条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。

<p>2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。</p>	
<p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p>	<p>⑥ 安全・サービス提供管理委員会</p>
<p>第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</p>	<p>指定療養通所介護は、医療との密接な連携のもとにサービス提供が行われることが重要であることから、安全・サービス提供管理委員会において地域の医療関係団体（地域の医師会等）に属する者を委員とすることとしている。このほか、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者、必要に応じ、指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者によって構成されるものである。</p>
<p>(記録の整備)</p>	
<p>第60条の36 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び</p>	

会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第60条の13第1項に規定する勤務の体制に係る記録

(2) 指定療養通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号、第2号及び第4号から第7号までの記録についてはその完結の日から2年間、第3号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的な指定療養通所介護の内容等の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(7) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

☆一部の記録の保存年限の変更

国の基準は、記録の整備についてその完結の日から2年としていますが、本市条例では「サービス提供記録」「従業員の勤務体制に関する記録」「介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したものの写し」の3つについてはその完結の日から5年とします。これらの記録が介護報酬の請求に関わるものであり、人員基準減算等で介護報酬の返還請求を行う場合の消滅時効が5年であるためです。

<p>(準用)</p> <p><u>第60条の38</u> <u>第11条から第14条</u>まで、<u>第17条から第19条</u>まで、<u>第21条</u>、<u>第23条</u>、<u>第29条</u>、<u>第35条から第39条</u>まで、<u>第42条</u>、<u>第60条の7</u>(第3項第2号を除く。)、<u>第60条の8</u>及び<u>第60条の13から第60条の18</u>までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第35条</u>中「運営規程」とあるのは「<u>第60条の34</u>の重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、<u>第60条の13第2項</u>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、<u>第60条の17</u>第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「指定療養通所介護について」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、<u>第60条の18</u>第4項中「<u>第60条の5</u>第4項」とあるのは「<u>第60条の26</u>第4項」と読み替えるものとする。</p>	
<p>【参考】 (準用規定)</p>	
<p>(提供拒否の禁止)</p> <p><u>第11条</u> <u>指定療養通所介護</u>事業者は、正当な理由なく<u>指定療養通所介護</u>の提供を拒んではならない。</p>	<p>(2) 提供拒否の禁止</p> <p><u>指定療養通所介護</u>事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら</p>

	適切な <u>指定療養通所介護</u> を提供することが困難な場合である。
(サービス提供困難時の対応)	(3) サービス提供困難時の対応
<p>第12条 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、当該<u>指定療養通所介護</u>事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な<u>指定療養通所介護</u>を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の<u>指定療養通所介護</u>事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p><u>指定療養通所介護</u>事業者は、正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な<u>指定療養通所介護</u>を提供することが困難であると認めた場合には、条例第12条(基準第3条の9)の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の<u>指定療養通所介護</u>事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>
(受給資格等の確認)	(4) 受給資格等の確認
<p>第13条 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、<u>指定療養通所介護</u>の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>① 条例第13条第1項(基準第3条の10第1項)は、<u>指定療養通所介護</u>の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、<u>指定療養通所介護</u>事業者は、<u>指定療養通所介護</u>の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないことを規定したものである。</p> <p>② 条例第13条第2項(基準第3条の10第2項)は、利用者の被保険者証に、指定地域密着型サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、<u>指定療養通所介護</u>事業者は、これに配慮して<u>指定療養通所介護</u>を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p>

<p>(要介護認定の申請に係る援助)</p>	<p>(5) 要介護認定の申請に係る援助</p>
<p>第14条 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、<u>指定療養通所介護</u>の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>① 条例第14条第1項（基準第3条の11第1項）は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、<u>指定療養通所介護</u>の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、<u>指定療養通所介護</u>事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。</p> <p>② 条例第14条第2項（基準第3条の11第2項）は、要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、<u>指定療養通所介護</u>事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。</p>
<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p>	<p>(7) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p>
<p>第17条 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、<u>指定療養通所介護</u>の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス</p>	<p>条例第17条（基準第3条の14）は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4第1項第1号イ又はロに該当する利用者は、<u>指定療養通所介護</u>の提供を法定代理受領</p>

計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定療養通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

サービスとして受けることができることを踏まえ、指定療養通所介護事業者は、同項第1号イ又はロにも該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定療養通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。

※介護保険法施行規則第65条の4第1項第1号イ又はロに該当する利用者とは、①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、②その居宅サービス計画にもとづく指定居宅サービスを受ける利用者のことをいう。このとき、居宅介護支援事業者は、指定事業者（第一号イ）のほか、基準該当事業者（第一号ロ）も含む。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

(8) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

第18条 指定療養通所介護事業者は、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定療養通所介護を提供しなければならない。

条例第18条 (基準第3条の15)は、指定療養通所介護は、居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ)に沿って提供されなければならないことを規定したものである指定療養通所介護は、〔中略〕訪問時間帯又は内容等の変更を行った場合は、当該利用者を担当する介護支援専門員に対し適宜報告を行う等、**条例第16条**(基準第3条の13)の趣旨を踏まえて適切な連携を図るものとする。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

(9) 居宅サービス計画等の変更の援助

第19条 指定療養通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の

条例第19条 (基準第3条の16)は、指定療養通所介護を法定代理受領サ

変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

サービスとして提供するためには当該指定療養通所介護が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定療養通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定療養通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。

（サービスの提供の記録）

（11） サービス提供の記録

第21条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供した際には、当該指定療養通所介護の提供日及び内容、指定療養通所介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

① **条例第21条**（基準第3条の18第1項）は、利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供した際には、当該指定療養通所介護の提供日、サービス内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないことを規定したものである。

2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供した際には、提供した具体的な指定療養通所介護等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

② 同条第2項は、当該指定療養通所介護の提供日、提供した具体的な指定療養通所介護（サービス）の内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な

	<p>方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。なお、提供した具体的な<u>指定療養通所介護</u>（サービス）の内容等の記録は、<u>条例第60条の19第2項</u>（<u>基準第36条第2項</u>）の規定に基づき、<u>5年間</u>（2年間）保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>☆一部の記録の保存年限の変更</u></p> <p>国の基準では保存年限を2年としていますが、「サービス提供記録」は介護報酬の請求に関わるものであり、人員基準減算等で介護報酬の返還請求を行う場合の消滅時効が5年であるため、完結の日から5年としています。</p>
<p>（保険給付の請求のための証明書の交付）</p>	<p>(13) 保険給付の請求のための証明書の交付</p>
<p><u>第23条</u> <u>指定療養通所介護</u>事業者は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定療養通所介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定療養通所介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p><u>条例第23条</u>（基準第3条の20）は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、<u>指定療養通所介護</u>事業者は、法定代理受領サービスでない<u>指定療養通所介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定療養通所介護</u>の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないことを規定したものである。</p>
<p>（利用者に関する市町村への通知）</p>	<p>(17) 利用者に関する市町村への通知</p>
<p><u>第29条</u> <u>指定療養通所介護</u>事業者は、<u>指定療養通所介護</u>を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>	<p><u>条例第29条</u>（基準第3条の26）は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者について</p>

<p>(1) 正当な理由なしに<u>指定療養通所介護</u>の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>ては、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、<u>指定療養通所介護</u>事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
<p>(揭示)</p>	
<p>第35条 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、<u>指定療養通所介護</u>事業所の見やすい場所に、<u>第60条の34の重要事項に関する規程</u>の概要、<u>療養通所介護従業者</u>の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p>	
<p>(秘密保持等)</p>	<p>(23) 秘密保持等</p>
<p>第36条 <u>指定療養通所介護</u>事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、当該<u>指定療養通所介護</u>事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>① 条例第36条第1項（基準第3条の33第1項）は、<u>指定療養通所介護</u>事業所の<u>療養通所介護従業者</u>その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</p> <p>② 同条第2項は、<u>指定療養通所介護</u>事業者に対して、過去に当該<u>指定療養通所介護</u>事業所の<u>療養通所介護従業者</u>その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、<u>指定療養通所介護</u>事業者は、当該<u>指定療養通所介護</u>事業所の<u>療養通所介護従業者</u>その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、<u>療養通所介護従業者</u>その他の従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこ</p>

	<p>ととするものである。</p> <p>③ 同条第3項は、<u>療養通所介護従業者</u>がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、<u>指定療養通所介護</u>事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>
(広告)	
<p>第37条 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、<u>指定療養通所介護</u>事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>	
(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)	(24) 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
<p>第38条 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>条例第38条 (基準第3条の35) は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、<u>指定療養通所介護</u>事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p>
(苦情処理)	(25) 苦情処理
<p>第39条 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、提供した<u>指定療養通所介護</u>に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を</p>	<p>① 条例第39条第1項 (基準第3条の36第1項) にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、</p>

講じなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、提供した指定療養通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指療養通所介護事業者は、提供した指定療養通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定療養通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(会計の区分)

利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。

② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定療養通所介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定療養通所介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。また、指定療養通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要である。なお、条例第60条の19第2項(基準第36条第2項)の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。

③ 同条第3項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定療養通所介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

(28) 会計の区分

第42条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定療養通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

条例第42条（基準第3条の39）は、指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定療養通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。

※【参考】通知

○介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日 老振発第18号）

○介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号）

○指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日 老計第8号）

（利用料等の受領）

⑦ 利用料等の受領

第60条の7 指定療養通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定療養通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定療養通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定療養通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定療養通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定療養通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定療養通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

イ 利用料等の受領については、基準第24条（第3項第2号を除く）を準用しているため、第三の二の二の3の(1)（②ロを除く。）を参照されたい。

ロ 指定療養通所介護に通常要する時間を超える指定療養通所介護の提供に伴い必要となる費用のうち通常の指定療養通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用については、指定療養通所介護の利用対象者の状態を勘案すると8時間以上のサービスを提供することは想定しにくいことから、利用者からの支払を受けることができるものとしては認められない。

【参考】第三の二の二の3の(1)（②ロを除く。）

い。

3 指定療養通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2号省略)

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定療養通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

5 指定療養通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

(1) 利用料の受領

① 条例第60条の7（基準第24条）第1項、第2項及び第5項の規定は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る条例第22条（第3条の19）第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(12)の①、②及び④を参照されたい。

【参考】第三の一の4の(12)の①、②及び④

① 条例第60条の7第1項（基準第24条第1項）は、指定療養通所介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定療養通所介護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法第50条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

② 条例第60条の7第2項（基準第24条第2項）は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定療養通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定療養通所介護に係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定療養通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

イ 利用者に、当該事業が指定療養通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

ロ (省略)

ハ 指定療養通所介護の事業の会計と区分していること。

② 同条第3項は、指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に関して、

イ 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

ロ 指定療養通所介護に通常要する時間を超える指定療養通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定療養通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

ハ 食事の提供に要する費用

ニ おむつ代

ホ 前各号に掲げるもののほか、療養通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号。以下「指針」という。）の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知*するところによるものとする。

	<p>※通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日 老企第54号）</p> <p>④ <u>条例第60条の7第4項</u>（基準第24条第5項）は、<u>指定療養通所介護</u>事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を<u>文書により</u>得なければならないこととしたものである。</p> <p><u>☆介護報酬以外の利用料徴収に関する文書による同意</u></p> <p>国の基準では、介護報酬以外の利用料徴収にあたって、利用者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、本市条例では文書により同意を得ることとします。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事故防止にもつながり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。</p>
<p>（<u>指定療養通所介護</u>の基本取扱方針）</p>	
<p><u>第60条の8</u> <u>指定療養通所介護</u>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、自らその提供する<u>指定療養通所介護</u>の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	
<p>（勤務体制の確保等）</p>	<p>(6) 勤務体制の確保等</p>
<p><u>第60条の13</u> <u>指定療養通所介護</u>事業者は、利用者に対し適切な<u>指定療養通所介護</u>を提供できるよう、<u>指定療養通所介護</u>事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、<u>これを記録しておかなければならない。</u></p>	<p><u>条例第60条の13</u>（基準第30条）は、利用者に対する適切な<u>指定療養通所介護</u>の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p>

2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、当該指定療養通所介護事業所の指定療養通所介護従業者によって指定療養通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養通所介護事業者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

① 指定療養通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、地域密着型通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

② 同条第2項は、原則として、当該指定療養通所介護事業所の従業者たる療養通所介護従業者によって指定療養通所介護を提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。

(定員の遵守)

第60条の14 指定療養通所介護事業者は、利用定員を超えて指定療養通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第60条の15 指定療養通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(7) 非常災害対策

条例第60条の15 (基準第32条) は、指定療養通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含

	<p>む) 及び風水。 害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている<u>指定療養通所介護</u>事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている<u>指定療養通所介護</u>事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p>
<p>(衛生管理等)</p> <p><u>第60条の16</u> <u>指定療養通所介護</u>事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、<u>かつ</u>、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、当該<u>指定療養通所介護</u>事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(8) 衛生管理等</p> <p><u>条例第60条の16</u> (基準第33条) は、<u>指定療養通所介護</u>事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① <u>指定療養通所介護</u>事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>
<p>(地域との連携等)</p> <p><u>第60条の17</u> <u>指定療養通所介護</u>事業者は、<u>指定療養通所介護</u>の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、<u>指定療</u></p>	<p>(9) 地域との連携等</p> <p>地域との連携等については、<u>条例第60条の17</u> (基準第34条) を準用しているため、第三の二の二の3の(9)を参照されたい。ただし、地域密着</p>

養通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定療養通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、療養通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね12月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、利用者の状態に応じて、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定療養通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定療養通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定療養通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

型通所介護と異なり、療養通所介護については、⑥に規定されている「安全・サービス提供管理委員会」が担う機能を求めていることを踏まえ、運営推進会議は一定の配慮をし、利用者の状態に応じて、おおむね12月に1回以上開催することとしていることに留意されたい。

【参考】第三の二の二の3の(9)

① 条例第60条の17 (基準第34条) 第1項に定める運営推進会議は、指定療養通所介護事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。この運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。

なお、指定療養通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。

また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。

イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。

ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業

所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。

② 運営推進会議における報告等の記録は、[条例第60条の19](#)（基準第36条）第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

③ [条例第60条の17](#)（基準第34条）第3項は、[指定療養通所介護](#)の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、[指定療養通所介護](#)事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

④ [条例第60条の17](#)（基準第34条）第4項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準第3条の37第3項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(26)の④を参照されたい。

【参考】第三の一の4の(26)④

④ [条例第40条第3項](#)（基準第3条の37第3項）は、[条例第3条第2項](#)（基準第3条第2項）の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

⑤ [条例第60条の17](#)（基準第34条）第5項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る[条例第40条](#)（基準第3条の37）第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(26)の⑤を参照されたい。

【参考】第三の一の4の(26)⑤

	<p>⑤ 同条第4項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する<u>指定療養通所介護事業所</u>が当該高齢者向け集合住宅等に居住する高齢者に<u>指定療養通所介護</u>を提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、<u>条例第11条</u>（第3条の8）の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて市町村が条例等を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。</p>
<p>(事故発生時の対応)</p>	<p>(10) 事故発生時の対応</p>
<p><u>第60条の18</u> <u>指定療養通所介護</u>業者は、利用者に対する<u>指定療養通所介護</u>の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、利用者に対する<u>指定療養通所介護</u>の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 <u>指定療養通所介護</u>事業者は、<u>第60条の26第4項</u>の<u>指定療養通所介護</u>以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及</p>	<p><u>条例第60条の18</u>（基準第35条）は、利用者が安心して<u>指定療養通所介護</u>の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。<u>指定療養通所介護</u>事業者は、利用者に対する<u>指定療養通所介護</u>の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。また、利用者に対する<u>指定療養通所介護</u>の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、<u>条例第60条の18</u>（基準第35条）第2項の規定に基づき、事故の状</p>

び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

① 利用者に対する指定療養通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定地域密着型通所介護事業者が定めておくことが望ましいこと。

② 指定療養通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。

③ 指定療養通所介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

なお、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。